

一般建築物石綿含有建材調査者講習 修了考査（2024）

受講番号	氏名
------	----

I 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

第1問 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、オーストラリア、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
②	2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
③	1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
④	事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後1年間保存しなければならない。

第2問 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。
②	角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用してきた。
③	石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の全ての総称である。
④	レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

第3問 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
②	非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者に対し、石綿ばく露労働者は約5倍となっている。
③	中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
④	中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。

第4問 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と石綿関連疾患の発症には、相関はない。
②	石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数f/L～数100f/Lの中等度の場合が多かったことが報告されている。
③	石綿纖維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では纖維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
④	石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、5f/Lが定められている。

第5問 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へボールや棒を当てる場合は12～18f/L、ほうきでこする場合は2,100f/Lとなり、100倍以上ほど石綿纖維の気中濃度の差がある結果が報告されている。
②	複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
③	建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
④	建設業における石綿関連労災認定は、2014（平成26）年以降、1年あたり、おおむね、約1,000名である。

II 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

第1問 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば掲示は不要である。
②	大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
③	大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられているが、自主施工者に対しては義務付けられていない。
④	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。

第2問 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。
②	大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者又は自主施工者である。
③	建築基準法(第12条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。
④	大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上あるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

第3問 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

①	ア) 建築物の床面積の合計100m ² 以上 イ) 建築物の床面積の合計500m ² 以上 ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上 エ) 請負代金の額1億円（税込）以上	No.	対象建設工事	規模
			1	建築物に係る解体工事
			2	建築物に係る新築工事・増築工事
			3	その他工作物に関する工事（土木工事等）
②	ア) 建築物の床面積の合計80m ² 以上 イ) 建築物の床面積の合計500m ² 以上 ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上 エ) 請負代金の額1億円（税込）以上	No.	対象建設工事	規模
			1	建築物に係る解体工事
			2	建築物に係る新築工事・増築工事
			3	その他工作物に関する工事（土木工事等）
③	ア) 請負代金の額500万円（税込）以上 イ) 請負代金の額1億円（税込）以上 ウ) 建築物の床面積の合計80m ² 以上 エ) 建築物の床面積の合計500m ² 以上	No.	対象建設工事	規模
			1	建築物に係る解体工事
			2	建築物に係る新築工事・増築工事
			3	その他工作物に関する工事（土木工事等）
④	ア) 請負代金の額500万円（税込）以上 イ) 請負代金の額1億円（税込）以上 ウ) 建築物の床面積の合計100m ² 以上 エ) 建築物の床面積の合計500m ² 以上	No.	対象建設工事	規模
			1	建築物に係る解体工事
			2	建築物に係る新築工事・増築工事
			3	その他工作物に関する工事（土木工事等）

第4問 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材のうち工事が対象となる工区内のみの建材について調査をする必要がある。
②	石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識は求められていない。
③	石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
④	石綿は古くから使われている材料であり、措置技術は既に成熟しているため、石綿含有建材調査者にとって情報収集はそれほど重要ではない。

第5問 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
②	目視調査において、書面調査結果と照合した結果差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
③	書面調査において図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
④	目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

III 石綿含有建材の建築図面調査

第1問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築基準法において建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
②	建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
③	建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
④	建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。

第2問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
②	建築基準法では面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
③	建築基準法において、同じ建築物の中に異なる用途が存在しそれぞれの管理形態（営業時間など）が異なる場合でも、用途や管理形態の異なる部分を区画することは特に定められていない。
④	⑪難燃材料とは、厚さ5.5mm以上の難燃合板、厚さ7mm以上のせっこうボードで、10分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

第3問 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
②	給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われていたが、ボイラー室の壁や天井には吹付け石綿は使用されていない。
③	電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。
④	レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。

第4問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	1980（昭和55）年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したので、1980（昭和55）年以降は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性はない。
②	吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）はない。
③	昭和48年に起きたオイルショック以降、施工コスト低減を目的として昭和60年までにかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は、直天井が多くパーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
④	1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。

第5問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	けい酸カルシウム系保溫材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保溫箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。
②	レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
③	保溫材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保溫材」、「グラスウールマット保溫材」、「石綿含有けい酸カルシウム保溫材」がある。
④	石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。

第6問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は、石綿含有とみなすか、分析により確認する。
②	レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
③	建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
④	レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。

第7問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	「aマーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「aマーク」があれば“石綿あり”といえ、なければ“石綿無し”といえる。
②	レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の0.1重量パーセント基準において“石綿無し”といえる。
③	石綿含有スラグセッコウ板の大半の製品が、「準不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
④	石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しい。このため、調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。

第8問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
②	石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
③	石綿セメント円筒は、共同住宅において使用された例は無い。
④	石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として、壁材および天井下地材に使用されている。

第9問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿含有シール材は、建築物では主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
②	建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修（再塗装）において、塗材に亀裂や部分的はく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。
③	建築用仕上塗材自体は塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。
④	建築用仕上塗材は、吹付け材と称されていた時期もあるなど飛散性の極めて高い仕上げ材料であることから、吹付け石綿等と同様の維持管理と対策が求められる。

第10問 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要である。
②	目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
③	書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
④	書面調査における、「書面調査結果整理」とは、仕様書、設計図、構造計算書、対策記録等を確認することである。

第11問 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
②	建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
③	建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。
④	施工図の内容は、詳細事項が多いが解説量が豊富であるため、専門知識がなくても理解できる。

第12問 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
②	矩計図や矩計詳細図には断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能である。しかし、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることはできない。
③	複数回建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失し、建築図面が入手できないことが多い。
④	配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあるが、この工法であれば材料の中に石綿が含まれることはない。

第13問 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していくなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるので、注意が必要である。
②	国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
③	国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
④	国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

第14問 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	書面調査結果の整理は、「1.建物物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
②	目視調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、目視調査に持参する。
③	使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
④	網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。

IV 目視調査の実際と留意点

第1問 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
②	石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
③	改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
④	事前調査は、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性がある。しかし、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。

第2問 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
②	調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのはく露防止対策」の2点である。
③	調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
④	事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

第3問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにする。
②	目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで、効率化を図ることができる。
③	目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終えるようにする。
④	建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。

第4問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
②	石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
③	「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。
④	目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。

第5問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
②	レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。
③	試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
④	目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わないと石綿含有と「みなす」ことはできない。

第6問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
②	セッコウボードの大半には裏面に表示があり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、JISマーク、製造年などの情報が記載されている。
③	調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
④	改修工事において部屋全体を貼り替えた場合に、他の部屋に比べて天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合がある。このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。

第7問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	採取時における他の試料の混入を防止するため採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
②	採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で仮決定しておくと、その後の調査が円滑に進められることも多い。
③	吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。
④	吹付け材は、材料組成が「不均一」になっている可能性が高いので、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取する。

第8問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。
②	吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で「モルタル」を表層に散布する場合や、表面化粧する場合があることにも留意する。
③	石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
④	耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。

第9問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にならない。
②	建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
③	建築用仕上塗材の試料の採取は、粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しづつ剥離、採取する。
④	解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外となる。

第10問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
②	現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
③	石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中に該当する抽象的な判定を行わない。
④	劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりがない状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定する。

第11問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことは定められていない。
②	「やや劣化」とは、調査対象面積のうち、約30%程度の面積において表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
③	解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「調査の責任分担を明確にする」ことは定められていない。
④	調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。

第12問 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1（X線回折分析法）は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法で、判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法である。
②	石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
③	石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
④	アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法2（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率（%）を求める方法である。

第13問 下図は、石綿含有分析の流れ（概要）である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

①	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定量分析	<pre> graph TD A[ア] --> I[イ] A --> U[ウ] I --> E[エ] I --> O[0.1%を超えるとして扱う] E --> O1[0.1%超] E --> O2[0.1%以下] </pre>
②	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%を超えているとして扱う エ) 定性分析	
③	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定性分析	
④	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 含有なし エ) 定量分析	

第14問 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
②	部屋別の目視調査個票と部屋別の写真は、別々に取り纏める。
③	石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を、簡潔に説明する必要がある。
④	試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。

V 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

第1問 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。
②	所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。
③	所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
④	今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。

第2問 目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

①	建築物用途
②	確認済証交付日・番号
③	延べ床面積
④	建築物使用者

第3問 「目視調査個票の作成」に関する次の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
②	同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
③	外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
④	部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であるが必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。

第4問 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など、建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
②	試料を分析機関に送付したら目視調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
③	石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて調査全般を差配しているが、分析結果は分析機関に責任があるため、内容についての依頼者への説明は責務の範囲を区別して行うべきである。
④	目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

第5問 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築物の所有者等への調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。
②	建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
③	報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて丁寧に説明することが重要である。
④	建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。